**磁気ループ貸出要領（一般用）**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　松戸市　障害福祉課

1. **目的**

聴覚に障害を持たれている方、および聞こえに不便を感じている方々が、磁気ループを使用することにより、集会・会議・講演会等に安心して参加いただけるよう貸し出しを行い、積極的な社会参加を支援するものです。

1. **対象**

市内で開催される集会・会議・講演会等において、聴覚に障害を持たれている方、および聞こえに不便を感じている方が参加されるため、磁気ループを必要とする市内在住・在勤・在学の方。

1. **貸出機器**

貸し出しを行う磁気ループは障害福祉課に配置した次の一式とする。

　 (1) 携帯型磁気ループアンプ（付属品：有線マイク）

　 (2) １０Ｗアンプ付スピーカー（付属品：接続コード）

　 (3) ドラム式ループアンテナ２０ｍ

　 (4) ドラム式ループアンテナ３０ｍ（延長用）

　 (5) 磁気ループ専用受信機（イヤホン付）８台

1. **貸出方法**

(1) まず、障害福祉課に連絡（電話・FAX・メール）をして、使用日・用途・場所・人数等を報告してください。予約状況等を確認のうえ、担当者から利用者（代表）の連絡先に可否の回答をいたします。その後、貸し出し可能であれば申請書（別紙１）を提出いただき、手続きが完了します。

(2) 使用日の前日（開庁時間内）までに、障害福祉課まで磁気ループ一式を取りに来てください（貸し出し時に磁気ループ一式のチェックを当課職員と一緒にしてください）。

(3) 使用日の翌日（開庁時間内）までに貸し出した磁気ループを障害福祉課まで返納をお願いいたします（返却時に磁気ループ一式のチェックを、当課職員と一緒にさせていただきます）。

1. **貸出の条件**
2. 費用の負担
   1. 貸し出しは無償とする。
   2. 貸出期間中の磁気ループの運搬および維持管理に要する費用は、利用者側が負担する。
3. 貸出条件

松戸市は、貸し出しに当たっては利用者に対し、次の各号に掲げる事項を貸し出しの条件として提示するものとする。

・磁気ループを常に良好な状態で保管するとともに、磁気ループの特性に配慮した管理に努めること。

・磁気ループを転貸し、譲渡し、または担保に供しないこと。

・磁気ループを貸し出しの目的以外の用途に使用しないこと。

・磁気ループを使用日の翌日（開庁時間内）までに障害福祉課に返納すること。

1. **損害賠償**
2. 松戸市は、利用者が故意または過失により磁気ループを亡失し、または破損した場合は、利用者の負担および責任において磁気ループの修理をさせ、または利用者に対し損害賠償を請求することができる。
3. 松戸市は、利用者が無断で磁気ループを転貸し、譲渡し、または担保に供した場合は、利用者に対し、原状回復および損害賠償を請求することができる。
4. 松戸市は、利用者による磁気ループの誤った使用により生じた事故については、一切の責任を負わない。

**7．疑義の決定等**

　　　この要領の各事項の解釈について疑義が生じたとき、またはこの要領に定めのない事項については、障害福祉課と利用者との協議の上、定めるものとする。

**附則**

　　　この要領は、平成３０年１２月１日から施行する。